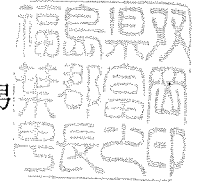


富岡町公告第16号

富岡町地域公共交通計画改定業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年6月1日

富岡町長 山本 育男



1. 目的

本要領は、富岡町（以下「町」という。）が実施する「富岡町地域公共交通計画改定業務委託」に係る契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

第26-0702-12019号 富岡町地域公共交通計画改定業務委託

(2) 委託業務内容

別紙「富岡町地域公共交通計画改定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」
のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

(4) 委託限度額

7,976,100円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、見積徴取に係る予定価格を示すものではない。

3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を、全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (4) 本町ほか、国又は地方自治体から入札指名停止処分を受けていない者であること。

- (5) 富岡町暴力団排除条例（平成 26 年富岡町条例第 2 号）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に掲げる者でないこと。
- (6) 過去 3 年間に於いて、本要領に示した業務に技術上類似する地域公共交通計画策定や改訂業務を受託した実績を 3 件以上有していること。

4. 実施要領等の入手方法

実施要領等については、町のホームページからダウンロードして入手すること。
なお、町役場の窓口及び郵送等での交付は行わない。

5. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和 8 年 6 月 9 日（火）17 時まで

(2) 提出方法

質問書（様式 5）に質問内容を簡潔に記載し、「12. 問合せ・送付先」へ電子メールで送付すること。その際、電子メールの件名の先頭に【富岡町地域公共交通計画改定業務委託】と記載すること。

(3) 質問に対する回答

回答は随時質問者に電子メールで回答し、富岡町ホームページに掲載する。

(4) 注意事項

質問の内容は、本要領に関することに限る。審査に関することや他の提案者の状況、その他本業務の実施に必要な質問には回答しない。

6. 参加表明

(1) 提出期限

令和 8 年 6 月 16 日（金）17 時まで（必着）

(2) 提出方法「12. 問合せ・送付先」へ電子メール、持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法に限る）とする。

(3) 提出書類

- ①参加表明書（様式 1）1 部
- ②参加資格要件確認書（様式 2）1 部
- ③企業概要書（様式 3）1 部
- ④企業実績調書（様式 4）1 部
- ⑤履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）写し可 1 部（※ 3 か月以内のものに限る）
- ⑥国税（消費税及び地方消費税）の納税証明書の写し及び町税（法人町民税・固定資産税）の納税証明書の写し各 1 部（※町税は、富岡町から課税されていなければ添付不要）

(4) 参加資格要件の確認結果

参加申込者の参加資格要件を確認し、その結果について、参加表明書に記載された担当者メールアドレスに電子メールで通知する。

(5) その他

参加表明書を提出した後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「企画提案辞退届」（様式6）を、令和8年6月22日（月）までに提出すること。

7. 企画提案

「6. 参加表明（4）参加資格要件の確認結果」に係る通知があった場合には、仕様書の業務内容を踏まえ、下記の本要領で企画提案書を「12. 問合せ・送付先」へ提出すること。

なお、提出された書類等は返却しないものとする。

(1) 提出期限

令和8年6月24日（水）17時まで（必着）

※提出期限までに企画提案書が提出されない場合は、辞退したものとみなす。

(2) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法に限る）とする。

(3) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

・日本産業規格A4版とし、ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。

・提案書は、仕様書及び本要領に従い作成するとともに、次の事項に関する提案を記載すること。

ア 本業務の実施方針

イ 実施体制（本業務に従事する責任者、担当者の体制・経歴・資格等）

ウ 工程表／スケジュール

②見積書（任意様式）

・A4版で様式は自由だが、業務名と金額（税抜き）を記入し、積算内訳を作成すること。

(4) 提出部数①、②ともに7部（正本1部、副本6部）

(5) その他

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、特段の事情がない限り原則認めない。

8. 業務委託予定者の選定

(1) 選定方式

提出された提案書による書類審査にて業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

審査員は、富岡町役場内の関係各課の長及びそれに準ずる者で構成し、選定に際する審査内容は非公開とする。

(2) 評価項目

評価項目	評価事項	評価点
①業務の理解	本業務の趣旨・目的、富岡町の生活圏の特性や公共交通の現状・課題を理解しているか。	20点
②実施体制	技術者の配置等、確実に本業務を遂行できる実施体制となっているか。また、同種・類似業務の実績があり、業務遂行に十分な経験を有しているか。役割分担は明確であるか。	20点
③実施スケジュール	実施手順は適切で、具体的かつ実効性のある内容となっているか。	15点
④実施方法	各種調査方法が具体的に示され、計画策定に必要な情報の把握・整理が可能となっているか。調査結果の分析手法が具体的に示され、計画策定に必要な客観的な指標等を設定できる内容となっているか。	30点
⑤見積金額の評価	積算に妥当性があり、かつ最大の効果が見込める内容になっているか。	15点

(3) 選定結果の通知

参加者に対し、書面で通知する。なお、審査結果に対する質問・異議申し立て等は一切受け付けない。

9. 契約

審査選定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、随意契約を行うための見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結するものとする。業務内容は、企画提案書に記載された内容を基本とし、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。

10. 参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 参考見積額が委託費の上限額を超えている場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合

11. その他留意事項

- (1) 企画提案に関する一切の経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、審査目的外の使用はしない。また、提出された書類は、審査の範囲内で複製することがある。
- (3) 本町が、必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 本町は、天災地変その他やむを得ない事由により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、延期又は取り止める場合がある。この場合において生じた損害は、提案事業者の負担とする。
- (5) 最優秀提案者の選定に関する審査内容及び経過等について公表しない。
- (6) 審査結果に対する異議は一切受け付けない。

12. 問合せ・送付先

富岡町役場地域創生課地域振興係

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1

電話 0240-22-9009 FAX 0240-22-0899

メールアドレス tom1400-002@tomioka-town.jp

13. 実施スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは、下記のとおり。

日程	項目
令和8年6月1日(月)	公募開始(プロポーザル公告)
令和8年6月9日(火)	質問書の提出期限
令和8年6月11日(木)	質問書の回答期限
令和8年6月16日(火)	参加表明書の提出期限
令和8年6月18日(木)	参加資格要件確認結果通知
令和8年6月24日(水)	企画提案書の提出期限
令和8年6月25日(木)～30日(火)	書類審査※
令和8年7月3日(金) 予定	審査結果の通知

※審査員から質問があった場合は随時回答を求める。